

十二	利率	(別表のとおり)	$\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right]}{100} \times \text{残存年数}$
十一	発行日	平成三十年十一月二十六日	$100 + \frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100}$
十	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
八	最低額面金額	五万円	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
七	払込金額	六千八百三十一億千三百九十九万七千円	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
六	発行額	円	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	<p>のとする。</p> <p>金額の整数倍の金額によるものとする。</p>

十三 経過の払込み

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／子に
100×各期の発行対象国債の第十号に
規定する発行期日及び発行回数
に
第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を
支払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、その
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十
年十一月二十二日付で日本証
券業協会が発表した公社債店
頭売買参考統計値表に掲載さ
れた平均値の単利利回りとし
る。

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十八 元利金の支払
十九 入札参加
二十 払込期日

平成三十年十一月二十六日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百三十)	○ ・ 六 %	十年平 日十成 二三月 二十五	八十八億 円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百三十)	○ ・ 六 %	十年平 日十成 二三月 二十六	三十三億 円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百三十)	○ ・ 五 %	十年平 日十成 二三月 二十六	三十四億 円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百四十)	○ ・ 四 %	十年平 日九成 三月三 十七	八百八十 億円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百四十)	○ ・ 一 %	十年平 日九成 三月三 十八	七十億 円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百四十)	○ ・ 一 %	十年平 日六成 三月三 十八	百二十三 億円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百四十)	○ ・ 一 %	十年平 日三成 三月三 十九	百五十一 億円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百四十)	○ ・ 一 %	十年平 日九成 三月三 十九	四十一億 円
利付国庫債券 (十年付) (三年回) (百四十)	○ ・ 一 %	十年平 日十成 二三月 二十九	百億 円

（（利 第二付 百十国 九年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十国 五年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 四）債 回）券	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 一第十 回三年 百）國 ）庫 五十債 券
一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 一 %
日年平 三成 月四 二十一	九平 月成 二四 十十年	六平 月成 二四 十十年	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三 月十七 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十六 二十六	十年平 日十成 二三 月十六 二十六	十年平 日十成 二三 月十五 二十五	十年平 日十成 二三 月十五 二十五	六平 月成 二四 十十年
百 四十 億 円	三 十六 億 円	三 十七 億 円	四 億 円	円百 七十二 億	三 億 円	六 十八 億 円	五 十 億 円	三 十八 億 円	円百 四十三 億	五 十六 億 円	十 四 億 円

（（利 第二付 百十国 三年庫 十）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 八）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 四）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 二）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 回）債 回）券
一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十二	十年平 日十成 二月十 二十一	十年平 日十成 二月十 二十一	日年平 九成 月四 二十一	日年平 六成 月四 二十一	日年平 六成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十一
十九億 円	七十三億 円	十億 円	五億 円	二十九億 円	七億 円	円百 五十八億	億九 百三十三	億二 百六十三	六十一億 円	二百八億 円

（（利 第三付 十年国 四年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 回）庫 ）債 ）券	回（（利 ）第二付 百十年 四年庫 十）債 八）券	（（利 回）第二付 百十年 四年庫 十二）債 二）券	（（利 回）第二付 百十年 三年庫 十）債 九）券	（（利 回）第二付 百十年 三年庫 十）債 八）券	（（利 回）第二付 百十年 三年庫 十）債 四）券
二 ・ 四 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %
日年平 三成 月四 二十六 二十六	十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 三成 月四 二十五 二十五	日年平 三成 月四 二十六 二十六	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 六成 月四 二十四 二十四	日年平 六成 月四 二十四 二十四	日年平 三成 月四 二十四 二十四
四 十 六 億 円	六 億 円	四 十 五 億 円	八 十 四 億 円	三 十 五 億 円	九 千 億 二 百 五 十 円	億 二 百 三 十 六 円	円 二 百 十 七 億